

日本赤十字社の設立と地方組織の形成

－広島博愛社の設立をめぐる－

江 藤 伸 子

はじめに

西南戦争（1877年）の最中に誕生した博愛社は、10年後日本赤十字社（以下日赤と略記）と改称した。以後日赤は日清戦争に始まり太平洋戦争に至るいくつもの戦争で、戦傷病者の救護にあたった。ことに日中戦争から太平洋戦争にかけては、陸海軍の要請に応じて派遣した、男性を含む救護員は延べ35,000人以上にのぼり、その間の殉職者は1,187人、うち1,120人は看護婦であった。¹

救護看護婦の養成や救護班の召集、医療材料の準備などは、平時も含め各府県に置かれた日赤地方支部の任務であった。またこうした活動を支える主な財源は、日赤社員とよばれる人々が毎年支払う社費²であり、その集金や社員の獲得も地方支部の大きな任務であった。言い換えると日赤本社の指令のもと、平時の準備や戦時救護活動を実質的に担ったのは日赤地方支部であり、地方支部こそ日赤の実働部隊であったと言っても過言ではない。社費を納める社員は、博愛社創設の年の1877年末にはわずか38人であったが、戦争や増募活動などを契機に増え続け、太平洋戦争中の1945年には1,500万人を超えた。³特に1942年から「一戸一人社員」の目標で社員の増募が行われた結果であった。支部の下には郡市に委員部、町村に分区が置かれ、本社の目標に従って社員獲得や社費の集金にあたった。

本稿は、こうした日赤の地方支部や地方組織を含む地方政策のあり方の原点が、博愛社の時代も含めた創設期の日赤にあると考え、日赤が全国に組織網を構築するにあたっての歴史的過程や、その方向性、特徴などを明らかにするものである。

日赤に関する論文や研究書は非常に少なく、枘居孝『世界と日本の赤十字』（タイムス 1999年）、吉川龍子『日赤の創始者 佐野常民』（吉川弘文館 2001年）、井上忠男『戦争と救済の文明史』（PHP研究所 2003年）などは日赤を知る手がかりにはなるが、いずれも日赤関係者によって書かれた一般書である。また亀山美智子の『近代日本看護史Ⅰ 日本赤十字社と看護婦』（ドメス出版1983年）、同『近代日本看護史Ⅱ 戦争と看護』（同 1984年）は、主に日赤の救護看護婦に焦点をあてたものである。

しかし2005年、博物館明治村が所蔵していた昭和初期までの日赤本社関係の残存資料が、一括して日本赤十字豊田看護大学に移管されたことを契機に、新たな資料に基づいた共同研究の成果が『日本赤十字社と人道援助』⁴としてまとめられた。この研究は博愛社、日赤の誕生から世界大戦に至るまでの歴史を、各時代のテーマに絞って考察した研究であり、日赤に関する学術的な論文集として画期的なものであるが、そのなかで編者黒沢文貴は、史料の消失・散逸や非公開措置などによる原史料への接近の困難さなどから、これまで日赤に関する学術的研究が活発とはいえない状況にあったこ

とを指摘している。⁵

だがこの論文集は前述の通り本社資料に基づくものであるため、あくまで本社の活動が研究の中心であり、地方支部についてはほとんど論じられていない。『日本赤十字社と人道援助』のあとがきで、同じく編者の河合利修は日赤の各支部も含めた文書が正確に把握されていない現状から、日赤の地方における活動に関する学術研究は「これからなされなければならない課題」⁶としている。

しかし地方支部やその下部組織である分区の研究などととも、研究の前提としてまず日赤の地方政策を明らかにすることも必要である。それに関する唯一とも思える論文として、川口啓子による「日本赤十字社創設と全国組織網の形成」⁷があげられる。これは博愛社、日赤の組織的特徴や全国組織網の形成過程、社員数の推移、ことに戦争と社員数の関係まで目を配った示唆に富む論文であるが、地方の組織化に関しては制度的側面に焦点をあてており、地方側の状況などについてはふれられていない。

以上のように、日赤の地方政策や地方支部の活動についての研究は、これまでほとんどなされていないのが現状である。しかし日赤はその社史に相当する「社史稿」を定期的に発行しており、その内容は地方政策や組織にも及んでいる。その最初のものとして、1877年から1907年までを記録した日本赤十字社編『日本赤十字社史稿』（日本赤十字社 1911年、以下『社史稿』と略記）がある。⁸これは「社史」という制限があるにせよ、創設の時期の博愛社、日赤を知るためのきわめて詳細な記録である。まずこの『社史稿』の精読を通じて、博愛社時代を含めての地方政策や組織化、それに密接に関係している社員規定などを検証していくことが重要であると考えられる。

地方の組織化は日赤改称後本格化し、日赤はきわめて中央集権的な組織を構築しようとしていたが、一方でそうした流れとは別に地方独自の動きも見られた。その代表的な例として、日赤改称直前に誕生した「広島博愛社」がある。『社史稿』では「広島博愛社」について「廣島ニ於テハ既ニ本社ト同主義ナル一社ヲ創立シ」⁹とするだけで、その中身についての詳しい説明はない。しかし広島側の資料として日本赤十字社広島県支部編『日本赤十字社広島県支部百年史 資料編』の他、広島県立文書館所蔵の『広島博愛社一件諸綴』（「福原家文書」所収）などの文書があり、これらを読むことで「広島博愛社」の誕生やその後の日赤広島支部への変更事情についての一端にふれることができた。そこで本稿では『社史稿』の読み込みとともに、これらを検証することで創設期日赤の地方政策の輪郭を明らかにしたい。

以下、Ⅰではまず前史として赤十字の誕生や、日本人と赤十字の出会いにもふれながら、博愛社設立の過程や、社旨の普及に関しての地方長官に課せられた役割も含めた、博愛社の地方政策を検証する。Ⅱでは日赤の設立とその地方組織網を構築する過程でおこった、「広島博愛社」をめぐる問題をとり上げ、日赤の地方政策の原点を考察する。

Ⅰ 博愛社の地方政策

(1) 日本人と赤十字との出会い

日赤の前身である博愛社は西南戦争の最中の1877年5月、戦地熊本で救護活動を開始した。この直前に太政官に提出され、一旦却下された博愛社社則の第四条には「敵人ノ傷者ト雖モ救ヒ得ヘキ者ハ之ヲ収ムヘシ」¹⁰とあり、あきらかにヨーロッパの赤十字思想を参考にしている。そもそも日本人はどのようにして赤十字に出会ったのだろうか。

国際赤十字設立の契機となったのが、イタリア統一戦争（1859年）の激戦地近くを商用で通りかかり、地元の住民たちと救護活動にあたったアンリ・デュナンの発想であったことはよく知られている。彼は『ソルフェリーノの思い出』¹¹を著わし、戦場の状況を描写するとともに、戦争が避けられないものである以上、人道とキリスト教という二つの観点から、献身的で熱意、適性を持つボランティアによる民間の救護組織を、平和な時代から設立できないだろうか、という提案を行った。この本はヨーロッパ中で大きな反響を呼び、彼の故郷ジュネーブに彼を含む「五人委員会」¹²が作られ、この提案を実現するための活動が動きだした。そして早くも1863年の赤十字規約、翌年のジュネーブ条約の採択へと展開し、ヨーロッパ各国に戦時救護を目的とした赤十字組織が設立されたのである。

ジュネーブ条約で救護者は中立を認められることとなったが、救護団体はその国の政府の認可を受け、軍の指揮下に入ることが規約に明記された。中立の立場で救護にあたる民間組織と軍、政府の関係は矛盾や限界をはらむとしても、当時のヨーロッパにおいて、赤十字が誕生した背景には歴史的必然性があった。国民国家の誕生により国民が兵士となって大きな犠牲を払うようになると、国家にとってもこれを放置することは軍隊の士気にもかかわるという現実があり、さらに通信手段の発達により戦争報道がさかんになると、従軍記者が伝える戦争の惨状は国民に大きな衝撃を与えた。

一方思想的にみるとジャン・ジャック・ルソーの「戦争の目的は敵国の撃破であるから、その防衛者が武器を手にしているかぎり、これを殺す権利がある。しかし武器をすてて降伏するやいなや、敵または敵の道具であることをやめたのであり、ふたたび単なる人間にかえったのであるから、もはやその生命をうばう権利はない」¹³という言葉に表される啓蒙思想に基づく人道主義思想の広まりがあった。デュナンの主張に対する反響の大きさと、その後のスピード感のある展開をみると「デュナンと類似の考えは、同時代にはすでに表面化していた」¹⁴との指摘は当を得ているだろう。もちろん赤十字思想の前提にキリスト教の伝統があったことはいままでもない。戦争救護に長い伝統を持つキリスト教の団体は赤十字の誕生以前からヨーロッパに存在しており、1863年のジュネーブでの会議に集まったのは各国の代表だけでなく、こうしたキリスト教救護団体であった。デュナンの発想が短期間のうちに実行に移された背景には、ヨーロッパの長い歴史や伝統があった。¹⁵

赤十字と日本人との出会いは意外に早く、赤十字設立から間もない1867年、パリ万博に佐賀藩から派遣された佐野常民は赤十字の展示館を見学し、はじめてこの事業に接したが、維新後の1873年ウィーン万博にも派遣され、各国展示中の赤十字事業や普仏戦争の救護などを見聞し「当時余ハ以為ク文明ト云ヒ開化ト云ヘハ、人皆直ニ法律ノ完備、若クハ器械ノ精良等ヲ以テ之ヲ証憑ト為スト雖モ、余ハ独該社ノ此ノ如ク忽チ盛大ニ至リシヲ以テ、之カ証憑トナサントス」¹⁶との印象を持った。赤十字を文明を表すものの一つとして捉えている。

またウィーン万博は岩倉使節団も見学しており、スイスで「五人委員会」の中心メンバー、グスタフ・モアニエ側からの働きかけで、岩倉具視や伊藤博文はモアニエらと面談しているし、1870年普仏戦争に観戦武官として参加した大山巖は、赤十字について「何時かは我国に 응용せんと希望」¹⁷をもった。その他軍医松本順、石黒忠恵らは大阪軍事病院内軍医学校でアントニウス・F・ボードウィンなどから赤十字の講義を受けており、西南戦争以前に赤十字にふれた日本人は、佐野以外にもかなりいたことがわかる。¹⁸そして彼らの大部分は程度の差こそあれ、後に日本の赤十字事業に関わることになる。

(2) 博愛社の創設と社則附言、博愛社規則に見る地方組織

1877年2月西南戦争が勃発し、3月には田原坂の激戦の様子などが従軍記者によって東京の新聞でも報道されるようになるなか、京都滞在中の天皇が大阪で負傷者を見舞ったり、皇后が手製の綿撤糸などを贈ったことに応じて、岩倉と三条実美は欧州貴族会社について大蔵省御雇人アレキサンダー・シーボルトに調査させ、華族たちに救済の金員や衣物を出し合うことを呼びかけた。また同じく華族の元老院議員大給恒（元三河奥殿藩藩主松平乗謨）も、華族による救護団体を考えていた。大給の回想によると、今の華族が金ばかり持って何もしないという評判がしきりなので、華族の事業として病院でも立て傷病者を救えば「一つにハ華族の勤め場所も出来て世間の毀りも消えませう」¹⁹と考えたのであった。したがってこの段階では、世間の批判をかかわすためにも華族となった人々がヨーロッパの貴族に倣って救護組織を作って、その義務を示そうという発想だったと思われる。

その後岩倉の仲介で、大給は同様に救護会社の設立を考えていた元老院議員の佐野と話し合う機会をもち、意気投合した二人は早速私設会社を組織することを企画、松平家を中心とする同志を集め、社則を取り決めた。この社則は博愛社の目的を「戦場ノ創者ヲ救フニ在リ」²⁰とし、5条からなる簡単なもので、今起こっている戦争にとりあえず対処するためだけのものである。そのなかで前述の第四条「敵人ノ傷者ト雖モ救ヒ得ヘキ者ハ之ヲ収ムヘシ」に関してはメンバーにも異論が多かったが、同年4月6日、二人は社則と願書を太政官、右大臣岩倉宛に提出した。しかしこれは4月23日却下された。却下理由は『社史稿』には軍以外の有志者が軍とともに行動することは軍規が許さないこと、王師に抗する賊徒の救護は不可であること²¹があげられているが、4月19日付の陸軍卿代理西郷従道の岩倉宛意見書に、医師・看護人は整っていること、欧米の救済の例は知っているが、これが内戦に及ぶかは確認していないことの二点があげられている。²² 軍に民間団体が入ることと内戦であることから、第四条が軍に受け入れられなかったことがうかがわれる。

ちょうど戦局は薩軍が熊本城包囲を解き、官軍側にとってはやっと熊本城が開城するという重大局面の最中であった。しかし佐野は九州出張の辞令もあり、5月1日熊本に到着、設立の願書を征討総督有栖川宮に提出し、認可を受けた。すでにこの頃には西郷隆盛らは人吉方面に撤退し、戦争の行方は見えてきていた。願書では「王師ニ敵スト雖モ亦皇国ノ人民タリ皇家ノ赤子タリ」²³として敵人の傷者救護を訴えている。賊軍であれ「皇国ノ人民」「皇家ノ赤子」ということで乗り切ろうとしたのである。佐野は一旦故郷の佐賀に出向いて救護資金を確保し、熊本軍団病院に医師らを派遣、救護活動を行った。以後医師たちは10月31日まで長崎や鹿児島などでも官薩両軍の負傷者救護にあたった。

一方東京の大給は「博愛社述書」と名付けた小冊子を著わし、博愛社の意義を丁寧に説明しているが、その中で「宇内ヲ歴観スルニ未タ戦ヲ止メス各国交際ノ間必ス紛紜ヲ生シ豈端ヲ開カサルヲ保セス博愛社ノ如キ假令今時ニ用ナキモ後來ニ用ナキ能ハス」²⁴として、博愛社が将来を見据えての組織であることを述べている。ただこれは華族や有志者など、彼の周辺からの問いに答えるために書かれたものであり、広範囲に配布されたものとは思えない。

西南戦争も終盤に近づいた8月1日、博愛社は政府から正式に認可を受けた。そしてここで初めて博愛社の事業や目的を定めた「社則附言」が制定されることとなった。社則附言を制定するにあたって、協議の要点は二つあった。第一に、軍人救護は一部の力で及ぶものではなく「須ク広ク国民ノ同盟協賛ヲ促シ以テ結社ノ大目的」²⁵を達すること、第二に将来も戦乱は逃れられず、従ってこの戦争が終結した後も博愛社を永設のものとし、今後の変に備えて社業を拡張することであった。ここで華

族中心の事業として始まった博愛社は、早くも国民の事業として一步踏み出したのである。

社則附言では最初の社則には見られなかった新たな言葉が加わった。博愛社の主旨を「報国慈愛ノ赤心」²⁶をもって軍医部を補助し患者を救済することとし、社員の義務を「報国恤兵」²⁷として、博愛社の目的が単なる「戦場の創者」を救うことではなく、「報国恤兵」にあることが強調されたのだった。また「有志者ハ華士族平民ヲ問ハス」²⁸として、国民全体に社員となることを呼びかけている。そして注目すべきことは社員たちがこの社則附言を議決した後、まず陸海軍軍医長官と協議し、同意を得たうえで太政官に上申したことである。ここではすでに博愛社と軍との共同作業が行われ、両者の密接な関係が始まっていることがわかる。また東伏見宮が博愛社総長に就任した。²⁹ただしこの時点ではジュネーブ条約に加盟しておらず、国内だけで通用する組織に過ぎない。全国組織に関しては東京に本局、各地に支局、取次所を置くとし、地方支局として大阪、長崎、熊本、鹿児島があげられているが、³⁰いずれもまだ継続中の戦争に関係する所、すなわち戦場又は病院が置かれた場所であり、後の地方組織へとつながるものではない。

9月には社則附言に基づき、具体的に社員の義務を定めた守成金規則が定められ、ここで初めて社員は本資金若干円の他、毎年3円以上12円以下を3回に分け支払うことが決まり、2年後には寄贈金200円以上を出すのも社員とした。³¹日赤に改称後も、社費に関しては細かな改訂が何度も行われるが、年間3円という数字は基本的にその後も変わらず、太平洋戦争終了まで維持されたのである。明治前期の上級公務員の初任給が50円だったのに対し、労務者の月給が5円、女工（一等）が2円程度であった³²ことを考え合わせると、このころの博愛社が社員として想定していたのが、国民とはいえかなり上層の人々であったと思われるが、逆にこの3円という数字をその後も日赤がかたくなに守ったということは、後の時代になればなるほど日赤が社員として想定する階層を下げた、つまり国民全体を対象を拡大していったということである。

翌年には「廣告書」³³が各官省、府県に配布されるが、ここでは報国恤兵の主義に基づき、平時の準備として11万4,000円余の資金が必要であるにもかかわらず、現在5,400円の資金しかないということで賛同する有志を募っている。この数字の根拠となったのが、戦時に一近衛六鎮台海軍東西鎮守府の各兵团にそれぞれ100人の救護員を派遣するとした場合の費用である。ここでもまたその目的が敵味方ない傷者の救護ではなく、いつのまにか「兵团」の救護にすり替わっており、「報国」の内容がより具体的に示されることになる。具体的な数字がはじき出された前提には、なんらかの軍との協議があったことが推察される。そして最後は「四方有志ノ諸君本社ノ主旨ヲ領シ協同シテ以テ報国恤兵ノ義挙ヲ贊助アラントヲ」³⁴という文章でしめくられている。しかし現実には当時の社員数は創設の年で38人、翌年でもまだわずか46人であった。

1881年にはこれまでの附則やばらばらに出された諸規則をまとめ、一層充実した形で81条からなる「博愛社規則」が制定された。その第一条では「博愛社ハ報国恤兵ノ義心ヲ以テ戦場ノ負傷者疾病者ヲ看護シカメテ其苦患ヲ減スルヲ主意トス」³⁵と定める一方、敵人の救護に関してはやっとな第六十一条で「戦野ヲ巡ル際負傷者ニ遇ヘハ敵人ト雖モ救ヒ得ヘキ者ハ之ヲ収メ救フコト能ハサル者モ亦前条ノ如ク情誼ヲ尽スヘシ」³⁶としている。

戦時救護に関する内容は附言に比べるとより具体化しており、陸海軍軍医部の指揮の下に入ることが義務付けられている。このことはジュネーブ条約でも定められていることであり、博愛社独自のものではないが、「報国恤兵」への重心の置き方は後の日赤自身も自認するところであり、「報国恤兵」

と「博愛」の比重は日赤の「忠君愛國ノ觀念ヲ基礎トシテ報國恤兵ヲ主旨トシ、博愛ヲ従ト為ス」³⁷という主張や、「欧米の諸国とて、報國の主旨たるべけれど、形式には博愛を標榜し、日本は最初よりして、報國恤兵を主旨とし、其の結果として、博愛慈善を施行しつゝあり。換言すれば、報國恤兵を経とし、博愛慈善を緯とするものといふを得べし」³⁸という意味深い文章にあらわれており、「報國恤兵」は日赤の重要なキーワードとなっていた。日中戦争の翌年日赤の養成所に入学したある看護婦は、その教育のなかで「博愛慈善」と「報國恤兵」が強調され、ことに「報國恤兵」は日赤が他國の赤十字と異なる場所であると、誇りをもって教え込まれたと証言する。³⁹しかしこれが赤十字の理念に矛盾することに当時は疑問を持たず、そのことが後に「戦陣訓」の精神と相まって、歩けなくなった患者を安楽死させたり、戦場で自殺する看護婦が出るなどの悲劇の原因になったとも述べている。⁴⁰

地方に関しては支局、あるいは委員を置き、各府県の有志者と連絡し本社の維持拡張をはかるとある程度で、附言の内容からそれほど進んでおらず、まだ地方の組織化までは手が回らない状況であろう。社員数も1881年で172人であり、華族や高級官僚など東京近辺の高額所得者がほとんどだったと思われる。当時の熊本の新聞を見ても博愛社関係の記事はほとんど見当たらず、全国組織となるにはまだしばらくの時間が必要であった。

(3) 地方長官への働きかけ

「社則附言」「博愛社規則」などにより制度的には少しずつ整ってきた博愛社だが、当時の状況は幹部社員松平乗承の回想によれば「戦争中こそ多少同情を寄せて金円を醸出するものもありましたが、戦争が済み世が静謐に復してからといふものハ博愛社の勢いは余り振はず、名を聞いてもウルサがるといふ風で、退会者こそなければ新に入会するものなどは一人もなく」⁴¹というもので、課題となったのは法整備とともに博愛社の存在を国民に知らしめ、社員を募ることであった。

その方法としてとられたのは華族や高級官僚へ向けて行われる勧誘の他、鎮台司令長官や地方長官への働きかけであり、それぞれを通じて軍隊、地方への普及をはかろうとした。ここでは地方長官への働きかけに注目したい。その方法の一つは文書による働きかけだが、もう一つは地方長官が上京する機会を捉えて、直接社員募集の協力を呼びかけるというものであった。例えば1880年2月、地方官会議参集の折には府県長官を本社に招待し、社業拡張を要請した。その際博愛社総長東伏見宮は「本社ノ目的ハ九兵团ノ救護ニ従事スルニ在」⁴²「諸君ハ各地ニ在テ人民ニ親接ス每人ニ説キ毎戸ニ詮ス可ラス」⁴³と述べた。『社史稿』ではこのときのことを「地方支部長トシテ社員百数十萬ヲ募集シタルノ濫觴ハ實ニ此時ニ在ルナリ」⁴⁴とする。日赤改称後は法的根拠がないままに知事は地方委員長や支部長として事業の一翼を担うこととなり、基本的には現在までもこの慣習は継続しているが、その第一歩となったのがこの時のことであった。

その後もこうした機会を捉えて社業拡張要請が繰り返されるが、ジュネーブ条約加盟の翌年、日赤改称を二か月後に控えた1887年3月、在京地方長官を本社に招請した際には、そこに宮内、内務、陸軍大臣が臨席していた。そして総長有栖川宮⁴⁵からは、前年赤十字条約に加盟し「兩陛下看護ノ下ニ置カセラルノ光榮ヲ得タレハ諸氏ハ此至仁ノ聖意ヲ奉體シ各地方ノ有力者ヲ誘導シテ社業拡張ノ目的ヲ達セシメラレノコトヲ希望」⁴⁶する旨の演説が行われた。日赤改称による新しい「日本赤十字社則」では日赤が天皇、皇后の保護を受けることが決まっていた。また宮内大臣伊藤博文からは、

有志者の協力に地方長官が「人民ニ善ヲ勸メ義ヲ励マスニ最モ親切ノ地位」⁴⁷にあることが強調された。社則で日赤が宮内、陸海軍省の監督を受けることも決まっていた。

こうした天皇、皇后との関係、宮内、内務、陸海軍長官の臨席は、地方長官に対し日赤が国家的事業であり、これを遂行することが臣民としての勤めであることをいやでも認識させたであろう。ただし日赤改称から2年後の1889年、憲法発布式参列の師団長や知事、府県書記、府県会議員を芝離宮に招き、伊藤枢密院議長、松方、榎本、森大臣など臨席のもと小松宮（1882年東伏見宮から改名）の諭旨があったが、社史稿が「此ノ如キ機会ニ乗シテ社員募集ノ希望ヲ達スルコト最モ多シ蓋シ諸官其任所ニ帰テ其部属又ハ朋友知人間ニ伝致シ遂ニ一般ノ感情ヲ惹起スルニ至ハ自然ノ勢ナリトス」⁴⁸と述べているのをみると、まだこの段階でも地方で社員となったのは官吏などが中心であったと考えられる。例えば福岡委員部が発足した1888年12月17日当時、福岡県の社員は119人であり、そのうち多数加入は県立病院、師範学校（校長以下教職員全20余人）、福岡監獄、官吏など県関係者で、それ以外は郡長、戸長、区長、県議などであった。⁴⁹

博愛社の段階ではまだ支局や委員を置くというだけで、組織などに関する具体的規定もなく、地方長官が社旨を伝え社員を増やすといっても、せいぜい周辺の官吏などに影響を及ぼす程度であったと考えられる。しかし知事が支部長となり、地方行政機関が日赤の業務を兼務するという後のスタイルの起源は、すでにこの時代にあったことに注目したい。

II 創設期の日赤の地方政策と広島博愛社について

(1) 日赤改称と「日本赤十字社社則」

日本政府は1886年6月ジュネーブ条約に加入、11月に公布した。加盟に向かう動きは博愛社、政府両方にあった。博愛社は1883年ベルリンの衛生及救難法の博覧会に政府から派遣された柴田承桂らに、条約手続や各国救護会社の平時、戦時の実況に関する調査を委託した。⁵⁰ 政府も83年から84年にかけて兵制視察で渡欧した陸軍卿大山巖に随行した、軍医監橋本綱常に加盟手続きの調査を依頼した。博愛社もまた橋本らにも同様の調査を依頼した。⁵¹

吹浦忠正はその論文で、多国間条約であるジュネーブ条約への参加を、井上馨外務卿らが不平等条約改定の足掛かりとして考えていたこと、博愛社も社員数の伸び悩みから低迷する活動を条約加盟によって打開しようと考えたと論じている。⁵² もちろんそうした政府の外交的側面も博愛社の事情もあるだろうが、条約加盟の最大の目的は社史稿が「此同盟ニ加ハラサレハ外国戦ニテ本社ノ救護ヲ実施シ難キ」⁵³と明確に述べているとおり、近い将来の戦争に備えるためであったと考える。西南戦争をもって最後の士族反乱が終結、すでに壬午軍乱（1882年）、甲申政変（1884年）と朝鮮をめぐる清との勢力争いが表面化するなか、政府は対清軍備拡大の方向に向かって歩を進めていた。陸軍はことあるごとに軍拡を要求、1886年から1889年にかけて対外戦争に備えたさまざまな兵制改革が行われた。1888年には鎮台が廃止され、専守防衛の軍隊から対外戦争が可能な師団へと編成し直された。また不完全であった徴兵令も1889年に改正され、国民皆兵へと一歩前進した。⁵⁴ ジュネーブ条約への加盟もこうした軍拡路線の流れの一つであり、軍の意向に添って対外戦争を見据えた救護組織を本格的に創設することが、その最大の目的であったと考える。

翌年5月博愛社は日本赤十字社と改称、社則も認可され、9月には万国赤十字社に加盟した。社則ではその第二条で「本社ハ皇帝陛下 皇后陛下ノ至貴至尊ナル保護ヲ受クルモノトス」⁵⁵ とうたい、

天皇皇后との関係が明示された。毎年5,000円が下賜され、⁵⁶ 社長や副社長などは勅許で上認されることとなった。また総裁は皇族であることも定められた。1888年からは功績のあった者に天皇の勅裁を仰ぐ有功章、正社員に与えられる社員章の発行も始まった。正社員の名は天覧を仰ぐとされ、これらを与えられた者は「宮中諸官衙其他公会ニ於テ政府ノ勲章記章ト同ク佩用スルノ特栄ヲ有」⁵⁷ し、勲章にも匹敵する栄誉とされた。1886年609人だった社員は、日赤改称の1887年に2,179人に増加したが、翌1888年の有功章、社員章制定の年に11,973人、その翌年には20,238人と3年間で10倍近くになった背景には、有功章、社員章の効果がかなりあったのではないだろうか。特に地方名望家にとっては絶大なものがあつたと思われる。

一方皇后のはたした役割も大きかった。日赤の社章は皇后の佐野への助言で、皇后の簪の模様の桐竹鳳凰に決まるとされる⁵⁸ し、日赤は皇后の行啓先として文化行事や御所、離宮などについて多かつた。⁵⁹ また日赤改称と同じ時期、総裁夫人である有栖川宮妃により日赤の婦人社員である皇族、華族夫人たちによる篤志看護婦人会が発足し、会員は看護法などの勉強会に定期的に参加した。のち地方にもその支会が出来、戦時には簡単な看護に参加した。彼女たちは当時社会的認知度が低かつた看護婦のイメージアップに一役買い、従軍看護婦の広告塔的役割を果たすこととなる。こうしたことから「赤十字は、皇后主宰のもとに糾合される、華族夫人・政府高官夫人の慈善と戦時協力の場となつた」⁶⁰ と指摘されるのである。皇后をトップとした上流夫人の社会事業への参加を促したのは、伊藤博文であつたという。彼は1906年11月、京城愛国婦人会支部大会での演説「婦人の社会的進出」のなかで、憲法制度取調べで渡欧した際、各国皇后が社会事業に熱心なのを目撃し、帰国後この状況を皇后に進言したと述べ、さらに博愛社を日赤に改称すべきだとの発案したのも自分であつたと回想している。⁶¹

また第七条で日赤は宮内省の他、陸海軍省の監督を受けることも定められた。日赤創設時の常議員として佐野、大給などと共に軍官僚の桂太郎や軍医の石黒忠恵、橋本綱常が就任している。⁶² 以上改称後の日赤は皇室、軍との関係を博愛社時代以上に強化し、またそのことを明確に宣言したことで「報国恤兵」への比重はさらに高まつた。

(2) 広島博愛社の設立

日赤改称前年の1886年11月末、広島に「広島博愛社」が誕生した。⁶³ その契機となつたのは、それより少し前の10月3日広島市に設立された広島博愛病院の開院である。開院式に参加したのは鎮台司令官野津道貫中將を始めとする鎮台関係者、軍医、千田貞暁知事ら県の官員、地方紳士たちであつた。⁶⁴ 病院の発案者は広島鎮台軍医正長瀬時衡で、公務のかたわら民間の患者、特に窮民を診療することで、実地研究の乏しい軍医に研鑽をつませようというものであつた。当時広島で刊行された『博愛社拡充問答』と称する小冊子によると、洋行経験のある野津道貫から赤十字社の美挙について聞き感動した長瀬が、その筋の許可を得て設立の運びとなつたとある。⁶⁵ このことからこの病院設立の本当の発案者は野津であつたことも推測される。野津は西南戦争では政府軍第2旅団参謀長を務め、1884年には前述した大山巖の調査団の一員として訪欧したが、その『欧米巡回日誌・下』のなかで「ゲンツ（瑞西国ノ地名）ノ條約ニ依テ凡ソ赤色ノ十字ヲ腕ニ附スルモノハ敵ト雖モ敵トセス」⁶⁶ と記し、ドイツでは看護卒の教育を平時に行つて準備していることも報告している。その後の「広島博愛社」の支部昇格問題の推移をみると、共に薩摩藩出身の野津と千田知事が協力して問題解決にあたつてるところから、鎮台所在地であること、鎮台司令官がヨーロッパで実際に赤十字を見聞した経験

があることが、この地に博愛病院や博愛社が誕生することに影響を与えていると思われる。

一方広島博愛病院開院の翌月、東京でも博愛社病院が開院し、11月17日には皇后、伊藤宮内大臣、大山陸軍大臣などを迎え開院式が盛大に行われた。博愛社では病院設立の意見はかなり以前からあったが資金のめどがつかず、大山訪欧に随行した橋本軍医監の提案でやっと実現にこぎつけた。その目的も広島と同様に負傷者を救護すべき看護者の養成で、平時には一般の患者を受け入れて実地研究にあたり、戦時は負傷者のための予備病院に提供することであった。一般患者のうち資産あるものからは費用を要求するが、貧民は救助するとしている。⁶⁷ 広島博愛病院は東京より一足早く誕生したが、『社史稿』は「広島ニ於テモ本社ト同主義ナル博愛病院ヲ創設セラレ去月三日ヲ以テ既ニ開院式ヲ行ヒタリ其目的ハ自今事業ノ拡張ニ随ヒ他日博愛支社ヲ興立シテ本社ト連合セントスルニ在リテ」⁶⁸としているし、東京の開院式で有栖川宮が広島博愛社病院の開設を、同年のジュネーブ条約と同じく「吉報」⁶⁹と表現していることから、広島での病院開院は好意的にとらえられている。

ところが広島では本社の予想より先を行く事態が既に進行していた。博愛社の主旨に賛同していた長瀬が千田知事とはかり、広島博愛社を早くも設立したのである。設立趣意書はその目的を博愛慈善の主義の拡張とし、平時事業として医療材料の準備や救護者の体操、救護方法の練習、戦地派遣の医員や義勇看護人の養成、資本の準備を行い、戦時に陸軍官と協議、認可のうえ戦時救護を行うとしている。⁷⁰ また設立の動機として赤十字の誕生やジュネーブ条約に言及し「目下三四未開ノ邦国ヲ除クノ外地球上半開以上ノ邦国悉ク加盟」⁷¹しているとし、未開の国と「相伍スルニ於テハ西人ノ嘲笑遁ルルニ由ナシ」⁷²、「此挙ノ大成ヲ見ルニ至ルハ内ニシテハ戦士負傷ヲ救護スルノミナラス国庫思弁ノ幾分ヲ補助シ外人ヲシテ我国ヲ野蛮視セメザルベシ加之条約改正ノ如キモ多少ノ影響ヲ及シ外交ノ情誼自ラ宣ヲ得シ到底我日本帝国ノ光威亞細亞大陸ニ冠タルノ榮譽ヲ見ル亦信シテ疑ハサル所ナリ」⁷³など、強烈な国家意識に貫かれた文言を連ねている。また一方で「我カ広島県ハ西部ノ一都会ニシテ百工技芸他ニ譲ラサルモ独り勇壯進取ノ気概ニ乏キノ侮辱ヲ受ク蓋シ亦故ナキニアラサルヘシ故ニ誠忠慈善ノ諸君ト共ニ軍隊負傷救護博愛ノ一大会社ヲ設置シ東京博愛社ト対峙盛隆ヲ期シ異日万国赤十字社ニ聯絡スルノ嚆矢ト為ル」⁷⁴と、郷土意識にも訴えかけている。

12月には広島独自の博愛社規則が地元の芸備日報にも発表されている。⁷⁵ 12章66条からなるこの規則はその構成や章立て、内容から明らかに1881年の博愛社規則を模したものである。前文で「報国恤兵」の義心をもって戦場の傷病者を救護することを述べ、条文の中で「負傷者ハ彼我ヲ問ハス救療スルモノトス」⁷⁶とあげる一方、いくつか独自の条文も見られる。

その第一点は、条文中「将来本社ノ隆盛ヲ期シ瑞典国赤十字社ニ聯合スルヲ目的トス」⁷⁷としている点で、設立趣意書にもある通り万国赤十字社に加盟することをめざしている。瑞典はスウェーデンではなく瑞西（スイス）の誤りであろう。博愛社規則には万国赤十字社への加盟に関する文言はない。改称後日赤が万国赤十字社加盟を認められたのは1887年9月で、この時点ではまだ東京の博愛社も万国赤十字社には加盟していない。現在赤十字には「人道」「公平」など七つの基本原則があるが、そのなかに「単一」という原則がある。⁷⁸ 一国には一つの赤十字社しかありえないというもので、1863年のジュネーブ規約でも第一条で「各邦一ノ中央委員ヲ組織シ」⁷⁹、第二条で「支会ハ必ス中央委員ノ指揮ヲ受クルモノトス」⁸⁰とし、支部は必ず一つの本社（中央委員）の指揮下にあることがうたわれている。従ってこの時点では万国赤十字社への加盟もこの規約に矛盾するものではないが、いずれ日赤との関係で問題になることは明らかである。⁸¹

二点目は「単一」の原則とも絡んでくるが、本社を広島に置き、島根、鳥取、山口、高知、愛媛、徳島、岡山に支社、又は委員を置くとしていることである。これもいずれ日赤の全国組織化と対立する構想である。

三点目は戦時の修練のため病院を設置するとしている点で、これも1881年の博愛社規則にはない。病院は窮民を治療し、看護隊を養成するとしているが、戦時には閉鎖することがあるとする。そして病院の収支がうまくいかない場合、その経費を補助するとしている。広島博愛社設置の目的の一つは広島博愛社病院の経営をサポートすることでもあった。

四点目は保続金（社費）の金額についてである。保続金は毎年1円以上と設定され、100円以上の金か物品の寄贈者を名誉社員とする。これは博愛社や日赤の毎年3円以上の年醸金（社費）、又は200円以上の寄付者という社員規定と異なる。当時の地方の実情では、3円という年醸金はかなり無理な設定であることを、関係者たちは認識していたのだろう。前述の『博愛社拡充問答』では社員納入金は東京博愛社に送金し、さらに欧州の赤十字に送られるのかという問いに対する答えとして、すべて広島博愛社に留め置かれ戦時救護に使用するとしており、⁸² このこともまた将来日赤との間で問題となることは明らかだった。

(3) 広島博愛社の活動

広島博愛社は設立されたが「当時末タ社名ノ何物タルヲ知ルモノナク報国恤兵ノ社旨亦末タ全ク人ノ知悉セサル」⁸³ という広島県の状況にあって、社旨の普及を依頼されたのは、郡区長町村戸長など地方行政組織の関係者と、真宗の僧侶たちであった。当時の新聞に「佐伯郡各町村戸長諸氏並に各寺院の僧侶たちは郡内を頻りに巡廻して博愛社員を募集せられしに加盟するもの少からすとぞ」⁸⁴ という記事が見える。また「博愛社員募集并ニ保続金徴収手續」⁸⁵ という文書に「博愛社員募集誘導ハ県会議員僧侶其他有力者ヲ以テ之レニ充ツ」とあり、応募者があれば所在の戸長に連絡し、戸長はこれを取り纏め郡長に通報し、郡長がさらに広島の本社に通知することとなっていた。また戸長役場の吏員や小学校教員に対しては、特に戸長や有力者が勧誘するようにとの条項もある。さらに一村、一部落内に保続金取扱委員を設け、住所、氏名を本社に通報することとし、その委員は名望と資産を有する者に限定している。こうした地方行政組織の利用や、役場吏員、小学校教員への積極的勧誘、地方名望家の活用が実際に行われたかどうかはわからないが、その手法は後の日赤の地方支部や分区の活動で見られるものであり、その先駆けとなるものである。

一方広島は「安芸門徒」という言葉があるように、浄土真宗の盛んな土地柄である。近世にはこの地方独特の、近隣の10戸～20戸からなる「講中」という地域的信仰集団が生まれ、相互扶助を活動の中心としていたが、月1回、僧侶を招いて話を聴き食事を共にするという慰安的な行事もあったという。⁸⁶ 広島博愛社の当事者たちはこの安芸門徒のネットワークに注目し、社旨の普及や社員獲得に活用したと考えられる。例えば設立当初の博愛社病院の維持に関する協議は、長瀬軍医や有志者の他、真宗の僧侶数十名が参加して、広島市内のある寺を会場として開催されている。また前述した『博愛社拡充問答』と題された赤十字を紹介する問答集は、真宗本願寺派の「崇徳教社」という団体が数百部発行して有志者に購入してもらい、その代金を博愛社への寄附に充てたといい、さらにこれより詳しい冊子2万冊を発行しようという計画があったという。⁸⁷

赤十字という言葉やマークから、キリスト教との関係に対する疑惑は当時から根強く、宗教界から

の批判は少なくなかった。これに対して日赤は神功皇后の傷病兵救護や釈迦の慈悲、孔孟の教えや武士道まで総動員し、⁸⁸ 博愛主義や赤十字の精神が古来日本にもあったことやキリスト教との無関係を弁じ、1879年の博愛社議員選挙では島地黙雷を選出、日赤改称後には佐野社長が東西本願寺門主に協賛を促している。これに応え両本願寺は末寺門徒に対し、文章や説教で報国恤兵主義について解釈を行うなどしたが、⁸⁹ 広島博愛社の場合、最初から仏教勢力そのものが活動主体となっているのは興味深い。

『博愛社拡充問答』の最初の間は、博愛社の由来が西洋であり赤十字という言葉から「耶蘇教徒ノ結合セル宗教的ノ社ニシテ決シテ佛者ノ加盟スヘキニアラスト實ニ然ルヤ」というものであり、その答は赤十字がスイスの旗に由来し、キリスト教とは無関係であるとし、さらに慈悲が仏門の枢要であると述べている。⁹⁰ また「何故ニ多額ノ金銭ヲ費シ貴重ノ時間ヲ憚ラスシテ負傷兵士ヲ憐愍スルヤ」という間に対しては、兵士は個人の私怨で戦うのではなく「国家人民」のために戦っているのに、人民は維新から日が浅く一国の防衛は軍人兵士の専任と考えているがこれは誤りで、今日の兵制は士農工商に関係なく成年男子は兵役につくのだから、「現在ノ軍人ハ全国人民ノ総代」であり、博愛社に自ら入社しまた他人にも勧めるよう促している。⁹¹ 維新から20年のこの時期、平易な言葉で語られたこの問答集は博愛社を宣伝するに際し、「国民」としての自覚がまだ薄い地方の人々に「国民」意識を植え付ける内容となっている。

また1887年2月の地元の新聞には、博愛社社員と親戚、朋友、姉妹妻女たちが毎月一回集まり、戦時看護法を講究するという「広島博愛婦人会仮則」が演説会で配られたという記事が見える。⁹² 6月にこの団体は「広島婦人慈善会」と改称するが、同じ月、東京では前述の「篤志看護婦人会」が設立された。

広島博愛社は地方行政組織の利用、婦人団体の設置など、日赤に先行する形でその活動をスタートさせた。日赤が支部の下部組織として分区委員を置いたのは1896年であり、⁹³ 分区委員を務めたのは町村長、業務は町村役場が代行する形となっていくが、広島博愛社の事例は日赤の地方政策に様々の手がかりを与えたと思われる。社員募集や集金にあたっての役場や戸長、吏員の利用や婦人の活用などの広島博愛社の取り組みは、その後日赤がそのまま踏襲したことであった。

(4) 日赤改称と広島博愛社問題

広島博愛社設立から半年後の1887年5月、東京の博愛社は日赤に改称し、新たな日赤社則全19条も認可された。これに対応したと思われるが、広島博愛社も同月規則を改正した。日赤社則と同じく19条からなるもので、第一条は「本社ハ我至仁至慈ナル両皇陛下ノ聖旨ヲ奉体シ報国恤兵ノ義心ヲ表シ」⁹⁴ として、旧規則にはなかった両皇陛下を文中に取り入れているところは日赤社則に準じている。さすがに独自でのスイスの万国赤十字社への加盟や支社を中国地方各県に置くこと、病院への経費援助に関しては削除されている。当然日赤社則にあるような宮内、陸海軍省による監督に関する条文などはない。

また2円50銭以上の金か物品を支払うものを社員とし、旧規則の毎年1円の保続金から変更している。2円50銭というと社費は上がったように思われるが、そのあとに「但現金ハ五ケ年以内ノ年賦ヲ以テ納入スルモ妨ナシ」⁹⁵ とあり、実質的には1年で50銭でもよいことになり、「毎年」という言葉も削除されている。また名誉社員は100円以上から10円以上に変更している。わずか半年間で実

質的な値下げになっているのは、旧規則の金額設定では社員が思うように獲得できなかったことを物語る。日赤社則では年醸金3円以上12円以下を出すもの、又は一時金200円以上収める者を正社員とし、1円以上3円以下の者を賛助社員、若干の金や物品提供者を慈恵員と設定した⁹⁶が、この正社員設定は地方ではかなり高いハードルになっただろう。

一方改称後の日赤は、地方の組織化に本格的に取り組むことになる。日赤社則で各府県に地方委員を置き、さらに枢要の地には支部を置くことを定め、これに基づき7月には地方委員及支部規則が制定された。それによると地方委員は年醸金や寄附金を取り纏め、本社に送金するのに対し、地方支部はそれらを戦時準備として保貯し、有事の際に社長の指示に従って使用するが、収入の3分の1は平時に支部が必要に応じて使用できるというもので、単なる集金組織である地方委員に対し、支部の方が少し裁量が大きいという違いがあった。これに従ってまず東京など19の府県に委員部が設置された。

地方委員や支部の人材をどうするかについては、博愛社時代の経緯から地方委員長や支部長は知事に、副長には書記官、委員や幹事は庁内の高等官、以下郡長、戸長、名望家などに委託することとした。つまり地方行政組織がそのまま日赤の地方組織を兼ね、その事務を府県庁内で執るという「習慣」⁹⁷ができたのである。赤十字の支部を府県が兼ね、さらにその下部組織を市町村が担うというスタイルこそ、日赤の最大の特徴であり、軍隊の強力な補助機関となっていく原動力であった。『社史稿』ではこのことが社員誘導や社費収納に関して効果的であり、また経費節減になっただけでなく「各地相競テ互ニ後レサランコト」⁹⁸となって社業の興隆、好況を導くこととなったと自賛している。

しかし先の規則では地方支部を置くべき枢要の地についての基準は示されず、本社の常議会の決議によるのみ定められていた。本社としてはまず委員部を全国に置いて、一定の社員と資金を獲得した後に支部を設置しようと考えていた。その理由はいきなり支部を置くと「衆力自ラ分離シテ或ハ戦時準備ノ大目的ヲ誤ル」⁹⁹からであった。まず委員部で「衆力ヲ合一」¹⁰⁰し、戦争に対応できる強固な基盤を作った後、支部を設置するというきわめて慎重な態度で臨んだのである。

それに対し広島にはすでに「広島博愛社」が存在し、委員部を経ず直接日赤支部への移行を計画しており、島根、名古屋、熊本でも支部設立の計画があることが明らかになった。¹⁰¹これを本社は美挙としながらも、本社が「完全具備ノ體」¹⁰²を成す前の支部設置は早すぎるとして、同年11月、みだりに支部を設置しないよう、新たな内則を出した。¹⁰³その内容は、支部設置の条件として府県内の年醸金合計が3,000円以上あること、支部が平時に使用できる資金は看護婦養成と医療器械の準備に充てること、支部社員の年醸金は地方の状況に従い適宜設定することができるが、1円未満は慈恵員とし、本社の正社員にはしないことであった。しかし年醸金3,000円以上という基準は厳しすぎて、地方の不満を呼んだ。この条件を満たすことが出来なければ、まず委員部を設置するしかない。そこで本社は委員部が収納した年醸金も地元で保貯してもよい¹⁰⁴としてこの不満に答えようとした。

翌年2月、佐野は上京中の知事を招請し、赤十字は一国に一社しか認められておらず「本社支部ノ規則ニ據ラスシテ本社ト同主義ナル独立ノ結社ヲ為サントスル者アリ是未タ實際ノ得失ヲ知ラサルノ謬見タルヲ免レス」¹⁰⁵と、地方が先走ることに対して厳しく警告した。当初本社としてはまず中央に直結する地方委員を全国に置き、財政基盤を強化することを優先させ、支部に関してはまだ明確な方針を決めていなかったと考えられる。しかし広島他数県で支部設置に関する独自の動きが見られたため、あわてて内則を制定して対応しようとしたが、かえって地方の不満を呼び起こす結果となって

しまったと推測される。

一方広島では1888年5月から7月にかけて、広島博愛社の日赤支部への昇格に関して、日赤佐野社長と広島博愛社社長千田知事、鎮台司令官野津中將の間で書簡によるやり取りが何度も行われていた。そのうち千田知事から出された書簡では、支部改称については各郡区委員総会でも決議されたのに、本社の内則設置による年釀金の条件と社員資格規定の結果「前議空シク泡沫ニ属シ忽チ其進路ヲ遮断セラレ進退谷候」¹⁰⁶として、現在の苦境を訴えている。なぜなら「内則ニ照ラセハ社員及名誉社員中一人トシテ貴社ノ締盟状ヲ得ヘキ資格無之即慈恵員タルニ不過」¹⁰⁷こと、即ち広島博愛社社員は本社の正社員資格に遠く及ばないのであって、本社の規定により「是迄誘導ノ旨趣ト大ニ其目的ヲ変更スル」¹⁰⁸結果となり、「衆庶ノ気配ニ関シ自然確實ナラザルノ感覺ヲ与エ来レハ其進路ヲ渋滞シ畢竟支部タルノ目的ヲ達スルノ日ハ数年ノ後ニ出シ事ヲ恐ル」¹⁰⁹と。さらに広島は「第五軍管各県ノ稍中央部ヲ占メ殊ニ鎮台直下ニ在テ所謂枢要ノ地」¹¹⁰であることから、地理人情共に支部にふさわしく、広島博愛社を支部として認可するよう書き連ねている。せっかく盛り上がった社員の意識が、本社の内則の規定によって醒めていくことを危惧している。また野津も「如何セン民庶ノ然ラシムル処、何分従来ノ社則ニ対シ、御内則ノ如ク断行難シキ場合モ之有リ」¹¹¹「県下ノ状況ヤムヲエサル次第ヲ察セラレ候間、何卒特別ノ御詮議ヲ」¹¹²と、佐野に訴えている。しかしそれらに対する返答として佐野は、支部設置は本社常議会の議決が必要であると答え、態度を保留した。

それに対し千田は6月6日の佐野宛書簡に「広島博愛社現時社員及金額表」¹¹³を添付している。それによると5月18日時点の社員数合計2,706人、その社費合計6,958円50銭で、一見日赤本社の支部の条件を備えているかのようだが、その内訳はかなり苦しい数合わせとなっている。1円以上の年釀金を支払う者のうち、鎮台将校及相当官220人が2年分として753円、1円以上の支払者が38人で53円、名誉社員3人で40円、それ以外の社員2,445人が6,112円50銭を支払ったと計上して合計金額を出しているが、この2,445人に関しては、5年間で2円50銭以上支払う者との注が付いており、かなり強引な計算がなされているようである。またその直後6月15日の書簡で、6月7日から14日のわずか1週間に、名誉社員1人を含む社員、慈恵員573人が新たに入社したと報告している。¹¹⁴この時期、県知事以下関係者が数合わせのために、必死になって社員の増募に奔走する姿が見えてくるが、社員になった人々の側からすると、社旨などよく理解できないままの、かなり一方的で強引な勧誘が行われたのではないかと推測される。

しかし結局こうした涙ぐましい努力の結果、佐野から「右統計表ニ拠レバ末タ支部規則所定ノ資格ニ至ラス候モトモ今般本社常議会議ニ於テ該内則ヲ廃止シ更ニ支部規則第六條ニ拠リ御請求ノ通り支部設立ノ儀ヲ議決」¹¹⁵という返事があり、同年7月全国すべての府県のトップを切って広島支部が設立された。先の支部設置条件に関する内則は廃止され、さらに島根、山口、大阪にもその年支部が設置された。その後定められた広島支部細則では、年釀金1円未満25銭以上出すものを「支部社員」と設定し、支部から証票を交付するとしている。¹¹⁶こうした地方支部社員の資格は日赤社則によれば慈恵員相当の資格にしかならないが、3円以上という正社員資格は当時の地方の実情に合わず、しばらくはこうした折衷的な社員を本社も認めざるを得なかったのであろう。

その後1891年に日赤は毎年3円の年釀金を10年間払い続けたものは終身社員として認め、年釀金に義務年限を設ける一方、一時に200円支払った者を終身社員としていたのも段階的に引き下げ、一時金25円で終身社員として認めるよう変更した。この政策は「大ニ地方ノ情況ニ適シ年釀金中止期

限及一時出金法ト唱ヘラレ地方ノ歓迎スル所」¹¹⁷となり、その結果その年1年で社員が5,000人増加したという。

本社が自らのリーダーシップに基づいて地方組織を充実させようとしていた矢先、それに先行するように独自の活動を始めた広島博愛社の存在は、本社にとって悩ましい問題でもあっただろうが、一方でその活動をその後の参考にし、何より地方の状況や熱意を知り、全国組織を構築するにあたって、これをどのようにくみ取っていくかについての大きな手がかりとなったのではないだろうか。

また広島以外に支部設置を最初に要望した府県のうち、熊本県、愛知県と、広島支部と同じ年に支部設置を認められた大阪府はいずれも鎮台所在地であり、鎮台の存在が地方側から赤十字を求める動きを促したと言える。熊本の場合博愛社が救護活動を開始した地でもあり、西南戦争中支局が置かれて事業に協力したことをあげて、知事は再三支部設置を要望した¹¹⁸が、その年釀金合計がはるかに条件に及ばなかった¹¹⁹せいか、まず1889年委員部が設置され、支部昇格は1894年まで持ち越された。その前年、本社は改めて支部を設立すべき枢要の地に関する規定を定めたが、その第一には師団所在の府県があげられている。¹²⁰

(5) 全国組織網の完成

広島支部の設置を皮切りに、日清戦争を経た1896年にはすべての府県に支部が設置されたため、地方委員部は全廃され支部へ一本化された。¹²¹また郡市に委員、町村に分区委員が置かれることとなったが、最終的に1901年の日赤の社団法人化による支部規則改正により、本社—支部（府県）—委員部（郡市）—分区（町村）という組織に整理され、日赤の全国組織網はここに一応の完成をみたことになる。¹²²このとき全国津々浦々の村や町に設置された分区という末端組織こそ、直接人々に対して社員の勧誘、社費の集金を行う、日赤の実働部隊となっていくのである。もちろんその活動内容や方法については、実情を見ながらその後も試行錯誤が続くこととなる。

日赤は自らの特色として、国民が尚武の気に富み仁愛の情に厚いこと、皇室の余沢とともに「組織ノ利便」¹²³をあげて次のように述べる。「日本赤十字ノ地方機関ハ官ノ行政区割ト掬ヲ一ニスルト同時ニ支部組織ハ同一ノ行政官吏ニ依テ形成セラル、コト是ナリ」¹²⁴そしてその結果、地方支部は中央本部の「純然タル機関」¹²⁵となり、「首脳ノ欲スル所右セントスレハ右シ左セントスレハ左」¹²⁶という便利な組織となった。

それに対し、本家であるヨーロッパ諸国の赤十字の本社と支部の関係はどうであったかというところ「個々別種ノ独立協会カ事業執行上ノ必要ノ為メニ中央機関ノ統率ノ下ニ集合」¹²⁷しており、「皆分権主義にして、幾多独立の地方団体は、各連合して中央交渉部を置くに過ぎず」¹²⁸というものであった。ジュネーブ条約以前からあった慈善団体や、独立した団体が赤十字の支部になる場合もあり、いわば各組織のゆるやかな連合体の上に一国を代表する赤十字（本社）が存在していた、ということである。その結果「中央交渉部というべき本部の権力は、甚だ重からざるなり」¹²⁹ということになる。

しかしこうしたヨーロッパの赤十字と対照的な日赤に、強い関心を示す国があった。黒川章子によると、1907年の第八回赤十字国際会議（ロンドン）では、日露戦争に勝利した日本の戦時医療体制に各国の注目が集まったが、なかでも南アフリカ戦争（1899～1902年）で軍医療組織の不備から多くの死者を出し、その対策をせまられたイギリス軍は、日本軍の戦時医療や日赤の組織、救護システムに注目した。イギリスはジュネーブ条約成立直後に条約を批准し、「イギリス全国救護協会」が創

設されたのは1870年であるが、並立する別の組織と統合され「イギリス赤十字社」が合併再編されたのは1905年であり、急病人や事故の際の救護を行う既存の慈善団体が、赤十字の支部をそのまま担う場合もあった。また戦時救護や救急活動のパイオニアとして長い歴史を持つ聖ヨハネ修道会という団体などもあり、必ずしも赤十字だけが戦時救護を行った訳ではなかった。こうしたことから組織に統率を欠き、混乱を招く結果にもなっていたのである。¹³⁰

日露戦争を満州で観戦したイギリス陸軍中佐W・Gマクファーソンは、1906年日赤に関する詳細な報告を行っている。¹³¹ この報告は日赤の歴史、看護婦や救護員（男性）の養成や動員などを含む救護システム、軍との関係、財源や組織など日赤全般にわたる詳細なレポートであり、平時に養成された救護員の活用¹³²などに注目する一方、日本には日赤の他に戦時救護を行う慈善団体が無く、地方支部が本社によって組織された結果、高度に中央集権的な組織となったこと¹³³、支部の役割は社員募集と社費の集金で、支部長や委員会は知事や市長が担っており、その下部組織は地元の公務員や影響力を持つ人々からなっていること¹³⁴など、本社と支部の関係や地方組織にも言及している。キリスト教やチャリティーの伝統に基づくイギリスの戦時救護からすると、日赤の中央集権的組織はマクファーソンにとって驚きであり、伝統のない日本が逆に戦時医療に関して、より有効な組織を作りえたことに感心しているようである。¹³⁵

おわりに

日清戦争が始まった1894年、日赤は人口400人に対し1人の正社員を募集するという目標を掲げ、社員獲得に乗り出した。400人という母数の設定は、1889年陸軍省との協議で75万円という戦争準備資金が必要という概算の結果、逆算してはじき出された数字であった。¹³⁶ 以後こうした人口比例に基づいた数値目標がたびたび設定され、その分母は時代とともに小さくなって、最終的に太平洋戦争中の「一戸一人社員」に到達したのである。

本稿では、博愛社を含めた創設期の日赤がどのような地方組織網を構築しようとしたのかを中心に考察をすすめた。その政策はヨーロッパの状況や伝統などを背景に誕生した赤十字という思想、制度を、日本が短期間でどのように受け入れ、自分のものとしていったかということと深く関係している。それはその地方政策にも大きな影響を与えた。デュナンは自らの経験に基づき、篤志者による民間の戦時救護団体の創設を志向した。博愛社も最初の発想にはそれに近いものがあったかもしれないが、すぐにその目的の中心には「報国恤兵」「兵団の救護」が据えられ、日赤改称によりさらに制度化され、強化されていった。社費に「義務」年限があり、人口比例に基づく社員募集を地方に課すということなどに、篤志、慈善という要素はあまり見られないように思われる。もちろんヨーロッパでも、赤十字そのものが持つ限界から、軍の補助組織であったことには変わりないだろうが、日本の場合、伝統のなさが逆に軍と一体化した組織を構築するうえで有利に働いた。次々の戦争で日赤が大きな力を発揮し、軍にとっての重要な協力者となったことは間違いないだろう。そしてそれを支えたのは、創設期の日赤が構築した地方組織であった。

博愛社は社旨の普及に地方長官の役割を重視したが、まだこの段階では社員数も少なく、全国組織にまで着手する余裕はなかった。しかし軍や皇室との関係がしだいに強化され、日赤へ改称すると地方組織の形成を本格的にめざすことになる。その矢先におこった広島博愛社をめぐる問題は、発足当初の華族や上層の人々を中心とした組織から、国民全体を対象とする組織への転換をめざす日赤に

様々な示唆を与え、その後の地方政策にも影響を与えたと思われる。もし広島博愛社の事例がなければ、本社による支部設立や分区の設置時期はもう少し遅れていただろうし、広島博愛社の活動状況や関係者の熱意を知ったことが、その後の日赤の社員拡大の方針に影響を与えたところもあるのではないだろうか。

前述のとおり、日赤は『社史稿』でも「組織ノ利便」として、本社が地方を完璧なまでにコントロールする組織であることを誇らしげに語り、そのことはイギリスでも注目されているが、社員や社費の獲得を課された支部、特に分区の担当者の苦労や、それに対する人々の反応、実情については『社史稿』はほとんど言及していない。日赤についてイギリスで詳細な報告を行ったマクファーソンも、そこまでは知りえなかった。地方支部や分区の実情の解明については次の課題としたい。

-
- 1 刊行委員会編『従軍看護婦たちの大東亜戦争』（祥伝社 2006年）7頁 なお本稿では現在の呼称である「看護師」を当時の「看護婦」という呼称で表記する。
 - 2 博愛社、日赤は時期によって守成金、保続金、年釀金などという言い方をしている。
 - 3 社員数に関しては川口啓子・黒川章子編『従軍看護婦と日本赤十字社—その歴史と従軍証言—』（文理閣 2008年）36～37頁の表2に従った（以下同じ）。
 - 4 黒沢文貴・河合利修編『日本赤十字社と人道援助』（東京大学出版会 2009年）
 - 5 同書黒沢による「はじめに」を参照
 - 6 同書325頁
 - 7 『従軍看護婦と日本赤十字社—その歴史と従軍証言—』255～335頁
 - 8 その他同時期に書かれたものとして、博愛社編『日本赤十字社沿革史』（博愛社 1903年）、川俣馨一（日本赤十字社校訂）『日本赤十字社発達史』（日本赤十字社発達史発行所 1911年）がある。
 - 9 日本赤十字社編『日本赤十字社史稿』（日本赤十字社 1911年、以下『社史稿』と略記）224頁
 - 10 『社史稿』92頁
 - 11 アンリ・デュナン（木内利三郎訳）『ソルフェリーノの思い出』（日赤サービス 1969年初版 2011年新装版初版）
 - 12 「五人委員会」は1875年「赤十字国際委員会」となった。
 - 13 ジャン・ジャック・ルソー（桑原武夫・前川貞次郎訳）『社会契約論』（岩波文庫 1954年）25頁
 - 14 黒沢文貴「近代日本と赤十字」（『日本赤十字社と人道援助』所収）4頁
 - 15 赤十字の歴史については井上忠男『戦争と救済の文明史』（PHP研究所 2003年）、黒沢「近代日本と赤十字」など参照
 - 16 吉川龍子『日赤の創始者 佐野常民』（吉川弘文館 2001年）62頁
 - 17 『読売新聞』1902年10月23日 朝刊
 - 18 日本人と赤十字の出会いについては黒沢「近代日本と赤十字」など参照
 - 19 『読売新聞』1902年10月27日 朝刊
 - 20 『社史稿』92頁
 - 21 同書30頁
 - 22 枅居孝『世界と日本の赤十字』（タイムス 1999年）33頁
 - 23 『社史稿』95頁
 - 24 同書104頁

- 25 同書106頁
- 26 同書107頁
- 27 同書109頁
- 28 同書108頁
- 29 同書114頁
- 30 同書109～111頁
- 31 同書114、120頁
- 32 牧原憲夫『日本の歴史13 文明国をめざして』（小学館 2008年）260頁
- 33 『社史稿』298～299頁
- 34 同書299頁
- 35 同書125頁
- 36 同書138頁
- 37 博愛社編『日赤沿革史』（博愛社 1905年）3頁
- 38 川俣馨一『日本赤十字社発達史』（日本赤十字社発達史発行所 1908年）9頁
- 39 守屋ミサ『従軍看護婦の見た病院船・ヒロシマーある養護教諭の原体験ー』（農山漁村文化協会 1998年）32頁
- 40 同書32頁
- 41 『読売新聞』1902年10月22日 朝刊
- 42 『社史稿』300頁
- 43 同書300頁
- 44 同書300頁
- 45 小松宮がヨーロッパ歴訪の間、有栖川宮が総長を務めた（日赤改称後、総長は総裁と改称）。
- 46 『社史稿』302頁
- 47 同書302頁
- 48 同書310頁
- 49 日赤福岡県支部『赤十字福岡九十年史』（1980年）29～30頁
- 50 『社史稿』499～500頁
- 51 同書500～501頁
- 52 吹浦忠正「日本赤十字社創設期における赤十字とジュネーブ条約の普及について（中）」（『日本赤十字中央短期大学研究紀要』4巻 1983年）9頁
- 53 『社史稿』498頁
- 54 藤原彰『日本軍事史 上巻 戦前編』（日本評論社 1987年）第3章参照
- 55 『社史稿』160頁
- 56 西南戦争時から皇室や皇后は博愛社にたびたび資金を下賜していた。
- 57 『社史稿』51頁
- 58 『日赤の創始者 佐野常民』124頁
- 59 片野真佐子『皇后の近代』（講談社 2003年）43頁
- 60 若桑みどり『皇后の肖像』（筑摩書房 2001年）253頁
- 61 平塚篤編『伊藤博文秘録』（原書房 1982年）223～224頁
- 62 彼ら3人は博愛社でも社員中から選ばれる議員を務めた。『社史稿』118～119頁
- 63 日本赤十字社広島県支部編『日本赤十字社広島県支部百年史 資料編』4頁（日本赤十字社広島県

支部 1991年)によると、設立相談会は11月28日に開かれたとある。

- 64 同書3頁
- 65 『博愛社拡充問答』(真宗本願寺派安芸国崇徳教社1887年)8頁(福原家文書『廣島博愛社一件諸綴』以下『廣島博愛社一件諸綴』と略記)
- 66 野津道貫『欧米巡回日誌・下』(広島鎮台文庫 1886年)2頁
- 67 『社史稿』844頁
- 68 同書848～849頁
- 69 同書850頁
- 70 『日本赤十字社広島県支部百年史 資料編』5頁
- 71 同書5頁
- 72 同書5頁
- 73 同書6頁
- 74 同書6頁
- 75 同書6～9頁
- 76 同書8頁
- 77 同書6頁
- 78 ジャン・ピクテ(井上忠男訳)『解説 赤十字の基本原則』(東信堂 2006年)100～101頁
- 79 『社史稿』11頁
- 80 同書11頁
- 81 もっともこの原則は必ずしも最初から厳格に守られたわけではない。ジャン・ピクテ(井上益太郎訳)『赤十字の諸原則』(日赤会館 1958年)153頁参照
- 82 『博愛社拡充問答』9頁
- 83 『日本赤十字社広島県支部百年史 資料編』4頁
- 84 同書10頁
- 85 「博愛社員募集并ニ保統金徴収手續」(1887年2月)(『廣島博愛社一件諸綴』)
- 86 岸田裕之編『広島県の歴史』(山川出版社 1999年)232～233頁参照
- 87 『日本赤十字社広島県支部百年史 資料編』9頁
- 88 『社史稿』44頁、『日本赤十字社沿革史』4頁、『日本赤十字社発達史』1～2頁参照
- 89 『社史稿』158頁
- 90 『博愛社拡充問答』1頁
- 91 同書7～8頁
- 92 『日本赤十字社広島県支部百年史 資料編』9頁
- 93 『社史稿』234頁
- 94 同書11頁
- 95 同書11頁
- 96 『社史稿』161～162頁
- 97 同書223頁
- 98 同書223～224頁
- 99 同書224頁
- 100 同書224頁
- 101 同書224頁

- 102 同書224頁
- 103 同書225頁
- 104 1892年委員部の収納金は本社にすべて送金するよう再度改められた。(『社史稿』229頁)
- 105 『社史稿』226頁
- 106 『日本赤十字社広島県支部百年史 資料編』13頁
- 107 同書13頁
- 108 同書13頁
- 109 同書13頁
- 110 同書13頁
- 111 同書14頁
- 112 同書14頁
- 113 同書15頁
- 114 同書15頁 なおこの数字と全く同じ表が12頁にもあり、ここではこれを明治20(1887)年末のものとしているが、内容から判断して15頁の資料が正確であると判断した。
- 115 同書16頁
- 116 同書17頁
- 117 『社史稿』314頁
- 118 日赤熊本県支部『日本赤十字社熊本県支部史総説編』(日赤熊本県支部 1991年)107頁
- 119 「日赤情報プラザ」への筆者の問い合わせに対し、1888年末で熊本県の年醸金合計は117円60銭であったとの返答を得た。
- 120 『社史稿』231頁
- 121 同書234頁
- 122 同書236～237頁。その後1907年までに台湾、韓国、満州、ハワイにも委員部や支部が設置された。
- 123 同書26頁
- 124 同書27頁
- 125 同書28頁
- 126 同書28頁
- 127 同書28頁
- 128 『日本赤十字社発達史』7頁
- 129 同書7頁
- 130 黒川章子「1909年のイギリス赤十字社『ボランティア救助部隊(Voluntary Aid Detachments: VAD)』の誕生」(『立命館産業社会論集』第37巻第3号 2001年)参照
- 131 W.G.Macpherson, “The Organization and Resources of the Red Cross Society of Japan”, *Journal of the Royal Army Medical Corps*, Vol.6, 1906, pp467-479.
- 132 *Ibid.*, p.467.
- 133 *Ibid.*, p.468.
- 134 *Ibid.*, p.469.
- 135 黒川章子の前掲論文によると、イギリスは看護婦部隊の任務などで日赤を参考にしたが、結局日赤のような中央集権的組織は選択せず、伝統的なボランティア組織に依拠した。
- 136 『社史稿』311,319頁

The Establishment of the Japanese Red Cross Society and
the Formation of its Local Organizations:
A Study of the Founding of Hiroshima Hakuaisha

ETO NOBUKO

The Japanese Red Cross Society was originally formed under the name of “Hakuaisha” in 1877 during the civil war in Kyushu. The name was changed to “The Japanese Red Cross Society” one year after the Japanese Government had become a member of the Geneva Convention in 1886.

This study examines the process of the establishment of the Japanese Red Cross Society and the formation of its local organizations. The focus is on the specific case of “Hiroshima Hakuaisha” which was originally founded in 1886 and became the first local branch of the Japanese Red Cross Society in 1888. After that, The Society organized its local branches in all prefectures and centralized them.